第6章 環境を守り育てるための共通的・ 基盤的な施策の推進

第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進

◎ 現況と課題

平成 24 年現在の本県の土地利用の状況は、森林が 30.7%、農用地 24.8%、 宅地 15.9%、その他 28.6%となっており、全国平均と比較すると、農用地、宅地 の割合が、それぞれ約 2 倍、約 3 倍と高い反面、森林の割合は 2 分の 1 以下と 少なくなっています。

宅地等の都市的土地利用の多くは、高度経済成長期以降の沿岸の埋立や、森林、 農用地等の自然的土地利用からの転換によるものですが、本県の土地利用は、 首都圏の他の都県と比較すると自然的土地利用の割合が大きくなっており、 多種多様な生物を育む自然環境や美しい景観も多く残されています。

高度成長期やバブル景気時に比べると、近年は、森林・農用地から宅地等への 土地利用の転換は減少してきており、人口増加から人口減少への時代転換を 踏まえると、今後もこの傾向は続いていくと思われます。

しかしながら、経済のグローバル化、産業構造の変化や高齢化の進展といった 経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大や荒廃した森林の増加、中心 市街地の空洞化等、有効な利活用がされていない土地が増加しています。

また、開発等により生じた自然環境の減少・劣化、産業廃棄物の不法投棄、 建設発生土の不適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等、 環境保全上、解決しなければならない課題も数多く生じています。

県土は、限られた資源であり、本県の持つ豊かな環境や美しい景観を将来に わたって県民が享受できるようにしていかなければなりません。

このためには、健全な自然の物質循環を維持するとともに、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、良好な景観の保全など多面的な機能を有する自然との共生を図るため、農用地・森林等の保全・再生に取り組み、集約型都市構造への転換を図るなど、地域が個性や特色を活かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土の利用を進めていくことが必要です。

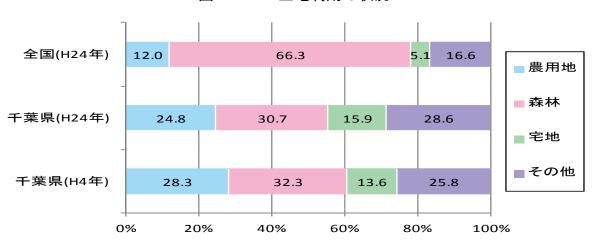


図6-1 土地利用の状況

◎ 県の施策展開

1. 土地の利用目的に応じた環境配慮の実現

(1)農用地

- ・農用地は、食料生産の場であるとともに、自然環境の保全や県土の保全、良好な 景観の形成等の多面的な機能を果たしており、これらの機能が持続して発揮 できるよう、農業の担い手の確保や農業経営基盤の強化を図り、農地の保全や 有効利用、耕作放棄地の発生防止に努めます。
- ・市民農園、棚田の保存等、県民・市民活動団体等の多様な主体による農用地の 保全・利活用の取組を促進します。
- ・市街化区域内の農地は、新鮮な農作物を供給するとともに、緑地、防災空間、 レクリエーションの場、農業体験学習の場としても貴重な場であり、生産緑地の 保全や市民農園の整備・利用を促進するとともに、都市農業に対する県民理解を 醸成し、良好な都市環境に資する空間として有効利用を図ります。
- ・農薬・化学肥料の使用を減らした環境への負荷の少ない「ちばエコ農産物」に 代表される安全・安心な農林水産物の生産・供給の拡大を図ります。

(2) 森林

- ・森林は、生物多様性の保全、地球温暖化の緩和、県土の保全、水源のかん養、 レクリエーションの場の提供、良好な景観の形成、木材の生産等の多面的機能を 果たしており、県民が共有する豊かな財産として次代に引き継ぐため、森林組合等 の林業事業体等による森林整備への支援強化や県有林の整備を推進します。
- ・森林・林業の再生を実現するため、地域において、将来の森林のあり方を見据えて 森林づくりに取り組む人材の確保・育成や県産木材の利用を促進します。
- ・生物多様性の保全、教育や健康、レクリエーション等の森林の持つ多様な機能に 応じた森林の利活用を促進します。
- ・里山の保全・整備・活用を推進するため、土地所有者をはじめ、県民、市民活動 団体、事業者、市町村等の多様な主体と連携した取組を進めます。

(3)原野

・植物の自生地、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、その保全を図ります。

(4)水面・河川・水路

- ・水面 (湖沼・ダム・ため池) が持つ、水資源の確保、自然環境の保全、 レクリエーションの場等の多面的な機能の維持・向上に努めます。
- ・印旛沼・手賀沼については、県民、市民活動団体、事業者、県、市町村が連携 して、水質の浄化、健全な水循環の回復を図ります。
- ・河川の整備に当たっては、生物の生息環境や周辺の自然環境に十分配慮しながら、 親水性に富んだ施設の整備に努めます。
- ・水路(農業用水路・排水路)については、親水・防災等の様々な機能や自然環境・ 生物多様性の保全等に配慮した整備を推進します。

(5) 道路

- ・一般道路の整備に当たっては、安全性、快適性とともに、環境の保全や良好な 景観の形成に十分配慮します。
- ・農道、林道の整備に当たっては、農山村の生活環境の向上とともに、自然環境の 保全に十分配慮します。

(6) 宅地

- ・無秩序な開発を防止し、安全でゆとりある良好な居住環境の確保に配慮しながら、 宅地需要に応じた適正な規模の住宅地の供給を図ります。
- ・環境共生住宅の普及促進や住宅の長寿命化等により、良好な住宅ストックの形成 を図ります。
- ・市町村と協力して、都市計画、開発許可、緑地協定等の各種制度の活用を図り、 オープンスペースを確保する等、良好な居住環境を備えた市街地の形成を促進し ます。
- ・市街化調整区域の大規模住宅開発については、抑制していくことを基本とします。
- ・工業用地については、地域の特性に応じて景観・環境の保全等に配慮した整備、 分譲、工場跡地の有効利用等を図ります。

(7) その他の土地利用

- ・公園緑地については、都市公園の整備を推進します。また、市町村との連携による緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るとともに、土地の確保の困難な都市空間で屋上・壁面緑化に向けた支援の検討を行うなど、市街地の緑の保全・創出を図ります。
- ・レクリエーション施設は、森林等の自然的土地利用からの転換を伴うものに ついては自然環境に配慮し、慎重に対応していきます。また、ゴルフ場の開発に ついては、自然環境の保全や適切な県土利用を図るため、引き続き抑制していき ます。
- ・低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用や環境保全の観点から、農地としての活用を基本として推進するとともに、自然的・経済的に農地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら森林など農地以外としての活用を促進します。
- ・豊かな自然環境を有する沿岸域については、多様な生態系や豊かな水産資源、 県民に開放された親水空間としての利用に配慮し、秩序ある利用を図ります。
- ・三番瀬については、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が 親しめる海の再生を目指して各種再生事業を推進します。

2. 良好な景観の保全・形成

- ・県内各地の美しい山並みや海岸線、田園や棚田風景等の自然景観を生かした 美しい県土づくりを総合的、計画的に推進するため、千葉県良好な景観の形成の 推進に関する条例や同条例に基づく基本方針に沿った景観施策を推進すると ともに、景観行政の主体となる市町村への支援、県民や事業者等の景観に関する 関心と理解の醸成、良好な景観づくりへの参加等を促進します。
- ・良好な景観の保全・形成に資する農地・森林の保全・有効活用、景観に配慮した 公共施設の整備を図ります。

3. 廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応

(1) 廃棄物の適正処理<第3章第2節参照>

- ・廃棄物処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解の もと、周辺の環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性を確保させます。また、 廃棄物処理施設の整備について、公的関与のあり方を検討します。
- ・法や条例の厳格な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、県、市町村、 警察、県民の連携をより一層強化し、県内全域におけるきめ細かな監視活動、 取締りの強化を引き続き推進します。また、行為者への厳しい撤去指導等により 迅速な原状回復に努めます。

(2) 建設発生土の有効利用等<第3章第4節参照>

- ・産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用 を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。
- ・千葉県残土条例に基づく厳格な指導と監視の強化はもとより、関係法令等の担当 部局が連携を図り、これらの法令に基づく総合的な指導により埋立ての適正化を 確保するとともに、県、市町村、警察、県民が連携した監視活動を行います。

(3) 山砂採取跡地等の森林回復等

- ・山砂採取跡地等における森林の再生・整備技術等の指針に基づき、事業者に緑化 技術を普及するなど、森林の再生や整備に向けた取組を推進します。
- 事業者に対して跡地利用計画の提出指導を行います。
- ・事業場への立入検査、巡回パトロール等の不法投棄防止対策を推進します。